

# 労働安全衛生法の関係政省令が改正

## 新たな**化学物質規制**が導入されます

～自律型化学物質管理への大転換対応～

インターテック  
品質・環境・労働安全衛生審査員  
**兒玉 哲夫**

0

### はじめに

国連SDGsの取組みで、2030年までに有害化学物質による死亡・疾病件数の大幅低減を求められ、国内では、未規制化学物質による労災が8割を占める現状に対して、有害物質を危険物並みに規制強化し、自立的なリスクアセスメントや管理体制強化を求め、労働安全衛生法の関係政省令が改正され、2024年4月から施行され始めています。

1

### 改正のポイント

下の全体像が示す通り、今回の大幅な改正により、これまで措置基準がなかった物質についても上げられます。

# 特集

労働安全衛生法の関係政省令の一部改正により、化学物質による労働災害を防止するための新たな化学物質規制の制度がスタートし、これまで以上に事業者の主体的な取り組みが求められるようになりました。今号では、改正のポイントについてご紹介いたします。必要となる自律的管理に向けた対応へのアプローチの一つとして、ご参考にしていただければ幸いです。  
(編集部)

主なポイントを以下にまとめました。

#### ● 自律的な管理に向けた実施体制の確立

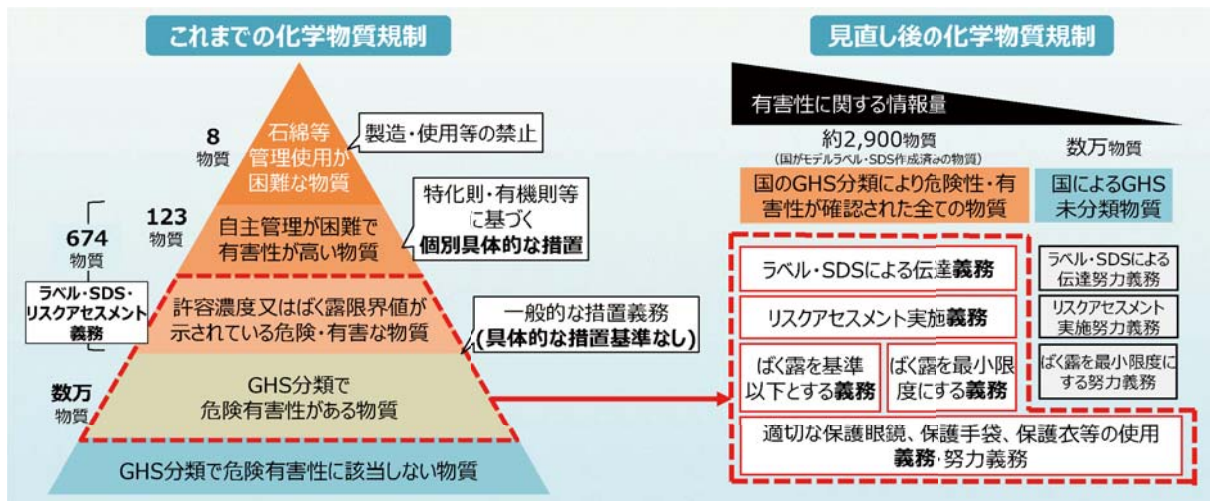
(右図の各職務を参照)

- ① リスクアセスメント対象物を製造・取扱・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者を選任しなければなりません。
- ② リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択や、使用状況の管理等を行わなければなりません。
- ③ 衛生委員会の付議事項に、『リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置』、『健康診断結果やそれに基づく措置』が追加され、自律的な管理の実施状況の調査審議が義務付けられます。
- ④ 雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります。

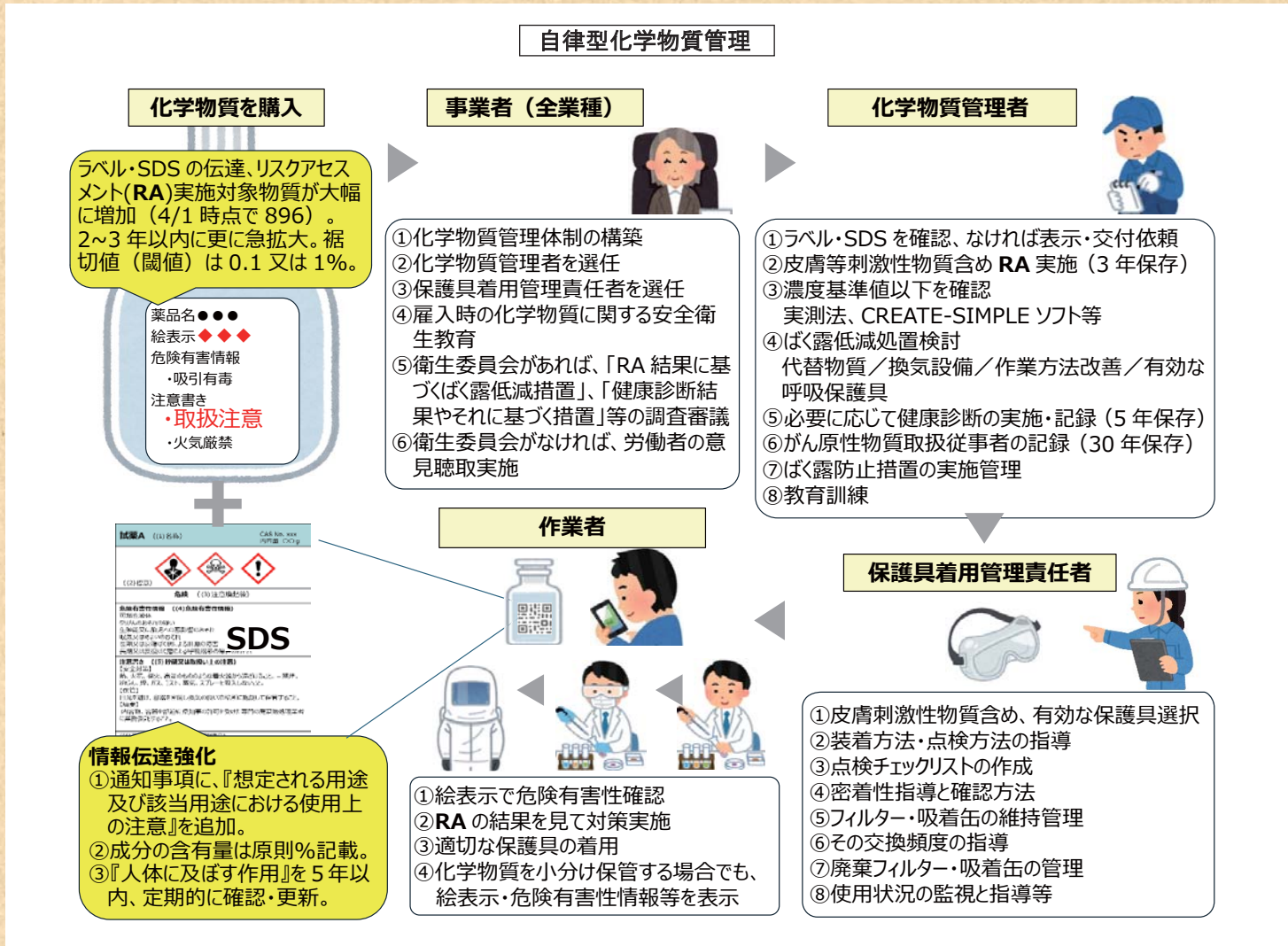
#### ● ラベル、SDS伝達、リスクアセスメント実施義務対象物質

国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された物質が2024年4月時点で約900物質となり、来年以降も大幅に増加します。裾切値(閾値)は0.1%或いは1%です。

### 改正の全体像



(出典: 厚生労働省リーフレット「職場における新たな化学物質規制が導入されます」)



事業所内で化学物質を小分け保管する場合にも、危険・有害性情報の伝達(容器に掲示)をしなければなりません。

### ●リスクアセスメントの実施と保管

CREATE-SIMPLE等や実測法によるリスクアセスメントを行い、その結果は最低3年間保存が義務付けられています。その結果を踏まえ、労働者がばく露される程度を最小限度にすることや、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される濃度を基準値以下にしなければなりません。

## 2 最後に

上述のポイント以外にも、皮膚刺激性・腐食性物質やがん原性物質の管理も必要です。また、2025年4月からは、重篤な健康影響がみられる重金属等を中心に「元素

とその化合物」を包括する化学物質管理規制への切替えや、リスク評価義務対象も急拡大されます。厚生労働省では、省令・告示・暫定マニュアルなどを公開して周知に努めています。

〈参照サイト/文献〉

- 厚生労働省 職場における化学物質対策について  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html))
- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト-化学物質  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html))
- 製造業における化学物質の環境・安全管理の手引き(2023.6.2 新日本法規出版)

#### 筆者紹介

**兒玉 哲夫** (こだまてつお)

化成製品製造メーカー、品質保証機関にて研究開発や分析評価、化学物質管理等に従事。独立後、審査業務の他、企業の技術支援やセミナー活動を行っている。ISO 9001/14001/45001 審査員、化学物質管理士補。滋賀県在住。